

後見制度について（1）

今回から、後見制度について詳しくご説明していきたいと思えます。

「後見制度」や「後見人」という言葉は、読者の皆さまもよくお聞きになることがあると思えますし、「認知症になったときの後ろ盾になってくれる人」というご理解で「後見人」を捉えていらっしゃる方が多いかと思えます。



単に「後見人」というときには、広く「後ろ盾になってくれる人」という意味で使われることがあるので、そのことが「後見制度」に対する理解を難しいものになっているのかもしれない。

このコラムの「身元保証人と後見人について」の回で触れたことがあります、法律でいうところの正式な意味の「後見人」とは、①判断力が不十分な状態になったとき以降に、②家庭裁判所の審判を経て、初めて就任するものです。したがって、今、このコラムをお読みになって理解されている読者の皆さまは、まず①の条件すらクリアしていないので、「後見人」がついているということはありません。

現状で「後見人」は付いていないとしても、将来の認知症等に備えて、後見人を付ける準備をしておく・予約をしておく方法があります。それが「任意後見制度」です。この後見人の予約をしたことで、「後見人が付いている」と勘違いしたり勘違いされたりすることが多いのが現実です。

今回から、少しずつ「後見制度」について、実例を交えながら解説していきますが、第1回目の今回は、「後見制度」には、民法で規定されている「法定後見制度」と、特別法で規定されており、前段で伝えした後見人の予約制度とも言える「任意後見制度」という2つの制度があるということだけを、皆さまに知っていただきたいと思えます。

この2つの制度について、誤って理解されているケースにしばしば遭遇します。認知症が重い場合は「法定後見制度」、認知症が軽い場合は「任意後見制度」を使うのだという理解ですが、これはまったくの間違いです。

今、読者の皆さまがお元気なうちに何の準備もしないまま、将来、認知症が進んでしまったときに利用できるのが「法定後見制度」であり、今のうちに後見人の予約をして準備をしていたとすれば、将来利用するのは「任意後見制度」となります。この場合、将来の認知症が重いのか軽いのかはまったく関係はなく、元気なときに準備をしていたかどうかによって、使える制度が異なってくるのです。

もうひとつ言えることは、「任意後見制度」はご自分がお元気なときに決めておくという点で、自己決定・本人意思を尊重する制度であるのに対し、「法定後見制度」は、既に判断力が不十分な状態になってからの対応となるので、家族・親族の関与を前提とした制度となっているということです。

つづく